募集要項(4)

平成31年度(2019年度) 非ネイティブ英語教員 採用選考募集要項

【選考の目的】

大阪 YMCA は、大阪市が平成 31 年(2019 年)4月に開設予定の、大阪市立水都国際中学校・高等学校(以下「水都国際中学・高校」という。)について、国家戦略特別区域法第 12 条の3に規定する公立国際教育学校等管理事業(以下「公設民営学校」という。)として、水都国際中学・高校の管理に関する業務を行う指定公立国際教育学校管理予定法人に内定しました。

水都国際中学・高校は、国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的として開設するものであり、この設置目的をより効果的に達成するため、公立学校の管理運営を民間法人が行う公設民営の手法を取り入れることとなり、厳格な選考を経て大阪 YMCA が指定管理予定法人として選ばれました。

国家戦略特区を活用した公設民営の手法による中高一貫教育校の開設は、日本で初めての試みです。また、水都国際高等学校は国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入をめざしており、国際バカロレア認定校となれば、大阪府の公立学校として初めての認定校となります。

大阪 YMCA は、全国的にも注目を集めている今回の公設民営の手法による中高一貫教育校の設立・立ち上げメンバーになっていただける、意欲があり、それぞれの専門分野で能力を発揮することができる多くの教員を求めています。選考に選ばれた教員は日本初の公設民営の手法による中高一貫教育校の立ち上げと発展に貢献するという、他では得られない経験をすることができます。

【募集職種】

●非ネイティブ英語教員(日本語が第一言語またはそれと同等の日本語運用能力のある者) 中高一貫教育校では、その教育目標を達成するために、能力や実績のある教員による高いレベルでの 指導が不可欠です。

また、水都国際中学・高校においては、国語以外の二以上の教科の指導について、外国語で指導を行うことができる外国人教諭等を相当数配置するように文部科学省令で定められており、「外国語(英語)」だけではなく「数学」、「理科」等の教科で英語を用いた授業を実施する予定です。

このため、今回募集する非ネイティブ英語教員には、英語を用いて授業を行うことができる英語力とともに、生徒が数学、理科等の教科内容について英語で学べるための素地を作っていく能力が求められます。中学 1 年生~高校 3 年生のための該当教科のカリキュラムに基づいてシラバスを開発・授業計画を立案・遂行する能力を必要とします。

【職務内容】

- ●担当科目の授業、生徒指導、教材作成など教員としての業務全般。
- ●カリキュラムに基づき授業計画を立案・実施・修正および英語科主任教員に協力してカリキュラム改良 に取り組むこと。

- ●学校計画に関する会議への参加。
- ●国際バカロレアの指導法を理解し英語授業に反映させること。
- ●大阪 YMCA インターナショナルスクールと連携し、指導・学習の発展を支援すること。
- ●その他、上記に関連する一切の業務。

【必要とされる能力、経験、資質など】

- ●異文化理解 さまざまな文化を扱う能力とさまざまな方法で物事を試みることに対して柔軟性を有していること
- IB の基準と実践を理解していること
- ●カリキュラムを理解し授業管理をする能力
- ●英語科主任教員、EAL 英語講師と協力し他の教師の能力開発を支援する能力
- ●授業、準備、計画などにおいてほかの教員と協働していける能力

【求める人物像】

- ●成長していく姿勢 学校を建設し、プログラムを開発し、新しいコミュニティの創造に取り組んでいこうと する姿勢
- ●上向きの指向 成長と能力開発へ積極的であること
- ●柔軟性と適応性 多様な役割を臨機応変に担うことができること
- ●積極的な思考力 生みの苦しみを明るく積極的に楽しんでいける人であること

【受験資格】

昭和 34 年(1959 年)4 月 2 日以降に生まれた方で、次の①~⑤の要件をすべて満たしていること。

- ① 日本または海外の大学または大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得しており、日本の中学および高校の英語教員免許を有しているもの
- ② 日本国内の教育機関において英語教員として1年以上の勤務経験のある者。
- ③ 次の各項並びに学校教育法第9条及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。
- (1)成年被後見人または被保佐人
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)国、地方公共団体、その他一般の組織から懲戒免職または懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(参考)

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い

当該執行の日から三年を経過しない者

- 4 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を 経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者教育職員免許法第5条第1項普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 成年被後見人または被保佐人
- 四 禁固以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から 三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年 を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 英検1級、TOEIC スコア 860 程度の英語運用能力を有していること。 必ずしも上記資格を保持している必要はありませんが、同程度の英語運用能力をもち外国人教員とも 英語で意思疎通・議論ができるレベルであること。面接において英語運用能力を確認します。
- ●修士号、博士号などの学位の保有者は選考にあたって有利となることがあります。

【出願・選考について】

- ●出願期間·選考期間 平成 30 年 5 月 20 日~平成 30 年 8 月 31 日。
- ●選考日 平成30年6月~平成30年9月頃(別途連絡します)
- ●募集人数 英語教員 1名
- ●選考方法

<1次選考>

書類選考·履歴書

- ·職務経歴書
- ·大学の卒業証明書(修士号、博士号を有する人はそれを 証する書面の写し)

・該当教科に関連する分野について、日本の中学・高校の英 語教員免許(資格)を証明する書類

【受験資格】を参照して下さい。

<2次選考>

面接(使用言語:英語·日本語)

【主な評価の観点】

- ·英語で授業を行うために必要な英語能力(聞く・話す)を備えているか。
- ・社会人として適切な態度・ふるまい・受け答え・常識を備えているか。
- ·望ましい対人関係を築ける資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・教員として必要な日本語能力(聞く・話す)を備えているか。
- ・異文化を理解するための資質、理解しようとする姿勢を有しているか。
- ・自分のアイデンティティを認識しながら他者を受けいれる余裕があるか。

<3次選考>

(1)面接および模擬授業(使用言語:英語・日本語)

【主な評価の観点】

- ・生徒の意欲を高め、関心を引き付けられるか。
- ・生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- ・教員として必要な教科(科目)の専門的な知識を備えているか。

●待遇 月給 33 万 4000 円以上

(能力、経験、年齢により大阪 YMCA の内規に従い決定)

保険完備 労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、有給休暇(労働基準法に準 じて付与)

交通費 最短最安経路にて6ヶ月定期代を支給

年間勤務日数 240 日程度(学校法人大阪 YMCA の年間稼働日数に準じる)

●出願方法 電子申請(インターネット)(学校法人 大阪 YMCA 水都国際中学・高校ウェブサイト)インターネットでのみ受け付けます。郵送、持参、Fax などによる受付は行いません。

出願期間 平成30年5月20日以降、決定した時点で終了

出願方法 ウェブサイト http://osaka-city-ib.jp/teacher-offer/